たつの市防災協力事業所登録事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

たつの市長 山 本 実

たつの市防災協力事業所登録事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、地域の防災活動に協力する意欲のある事業所等が市からの要請により大規模災害時等に地域における防災活動に協力をすることで官民一体による防災協力体制の強化を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に寄与するため、たつの市防災協力事業所登録事業の実施について必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 防災協力事業所 大規模災害時等にボランティアにより保有する資源を提供 する防災活動への協力を申し出た事業所等であって、市にあらかじめ登録したものをいう。
 - (2) 事業所等 法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事業所、営業所、 活動拠点等を有するものをいう。

(登録手続等)

- 第3条 防災協力事業所として市に登録しようとする事業所等は、たつの市防災協力 事業所登録(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出 しなければならない。登録内容に変更が生じた場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等を登録し、当該事業所等に対し、登録証(様式第2号)及び登録ステッカーを交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録しようとする事業所等が、たつの市暴力 団の排除に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である とき、又は登録することが適当でないと市長が判断する事業所等であるときは、登 録しない。

(防災協力事業所の公表等)

- 第4条 市長は、防災協力事業所の名称及び所在地等を市ホームページ等で公表する。
- 2 防災協力事業所は、事業所等で作成する名刺等の印刷物等に自らが防災協力事業所であることを表示することができる。

(平常時協力項目)

- 第5条 防災協力事業所は、平常時において、次の各号に掲げるものを可能な範囲で 実施する。
 - (1) 地域の防災訓練への参加
 - (2) 地域の防災に関する会合等への参加
 - (3) 地域活動への参加
 - (4) 地域活動に対する事業所等の施設の提供

(災害時協力項目)

- 第6条 防災協力事業所は、大規模災害時等において、次の各号に掲げるものを可能な範囲で実施する。
 - (1) 労務提供
 - (2) 物資提供・貸出
 - (3) 一時避難場所等の提供
 - (4) その他防災・救援活動等

(協力要請等)

- 第7条 市長は、防災協力事業所に対し、協力要請書(様式第3号)により、前条各 号に掲げる協力項目を要請することができる。
- 2 防災協力事業所は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、その諾否、協力の要請のあった活動に当たる従業員の氏名等の情報及び協力可能な活動の内容について市長に回答するものとする。
- 3 市長は、緊急を要すると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、電話等により協力を要請することができる。この場合において、防災協力事業所が協力の要請を受諾したときは、前項の規定に準じて後日速やかに書類を作成しなければならない。

(報告)

第8条 防災協力事業所は、協力要請に係る活動を完了したときは、防災協力実施結果連絡票(様式第4号)により、市長に報告するものとする。

(経費負担)

第9条 第5条及び第6条の規定による協力項目の実施に要した費用は、防災協力事業所が負担する。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、防災協力事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 市外へ移転したとき。
- (3) たつの市防災協力事業所登録取消届(様式第5号)を市長に提出し、防災協力事業所の登録の取消しを申し出たとき。
- (4) その他防災協力事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、防災協力事業所の登録を取り消したときは、たつの市防災協力事業所登録取消及び登録証等返還通知書(様式第6号)により通知する。
- 3 登録が取り消された事業所等は、速やかに登録証及び登録ステッカーを市長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。